

平成30年11月19日

特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会

理事長 奥村 明雄殿

総括火葬技術管理士検討委員会

委員長 横田 勇

総括火葬技術管理士研修制度検討委員会報告書

1 趣旨

総括火葬技術管理士研修制度検討委員会（以下「委員会」という。）は、特定非営利活動法人日本環境斎苑協会（以下「協会」という。）からの検討の申し出を受けた火葬場の総括火葬技術管理士の設置に関し、4回にわたって検討を行い、結論に達したので、ここに報告する。

2 火葬場をめぐる状況の変化

委員会は、まず、火葬場をめぐる様々の現状について検討し、火葬場の総括火葬技術管理士の必要性に関し、次のような結論に達した。

(1) 火葬場をめぐる環境は、大きく変わりつつある。これを列举すれば、以下のとおりである。

- ① 我が国においては、年間死亡者数は、平成29年（2017年）の134万433人であり、50年前の昭和41年（1966年）の67万人の約2倍となっている。国の推計では、ピークの2039年には166万6千人に達するとされている。いわゆる『多死社会の到来』である。
- ② 団塊の世代のすべてが75歳以上になる2025年には、年間死亡者数は140万人を超えると推測され、このため首都圏や関西の大都市圏に位置する自治体においては、火葬場（火葬炉）不足が深刻化し、葬儀・火葬ができない。いわゆる『葬儀・火葬難民』が起きることが懸念されている。
- ③ 死亡者数の増加の要因としては、高齢化の進展が挙げられる。全死亡者に占める80歳以上の割合は、昭和45年（1970年）時点では21.0％だったのに対し、平成12年（2000年）時点では78.8％までになっている。
- ④ 人口の超高齢化の進行に伴い、大都市部を中心に、火葬場が足りなくなったとの声が出てきており、大都市部を中心に火葬場の建て替え、増設が増えつつある。また、最近の火葬場建設においては、待機のための霊安室を設けるのが通例となっている。

- ⑤ 小規模の火葬場が減少し、大規模な火葬場が増加しつつある。また、装置的にも高度化、自動化が進んでいる。ダイオキシン、水銀、六価クロム、粉じん等による公害の防止が必須となっており、労働安全上も、これらの物質の管理が重要な課題となっている。
- ⑥ 家族の超高齢化に伴い、葬儀の形態に変化が生じており、従来多かった会社葬が減少し、家族葬が増加しつつある。また、火葬場で葬儀を行ういわゆる直葬も増加しつつある。このため、火葬場の運営の在り方、火葬場の役割にも変化がみられる。
- ⑦ 東日本大震災にみられるように、広域で大規模な災害の発生がしばしばおこっている。これらの災害時には、通常想定される死者の数十倍の死者が発生する可能性があり、従来の市町村単位での対応では対応できない状況が生じている。このため、国では、広域火葬計画の策定を進め、広域的な火葬協力を推進している。しかし、災害時には、交通の遮断などもあり、これだけではなく、中核的な火葬場では、他の火葬場の足りないところを補うため、従来の2～3回転の運営だけではなく、5回転以上の運営が求められる。このためには、施設の規模の拡大に加え、資材の確保、人員の確保が求められており、葬儀業界も含め、関係者の協力体制をあらかじめ整備しておくことが求められている。
- ⑧ 医学技術の進歩に伴い、ペースメーカーや放射線発生装置等を装着したまま火葬場に持ち込まれる遺体もあり、破裂による遺体の損傷、機材の損傷、従業者のけが等の発生が懸念されている。こうした事態に対処し、火葬場サイドで適切な予防措置を講ずることが必要であるが、これに加えて、破裂などの影響の縮減、火葬場への情報提供、可能であれば事前の撤去等が必要となっている。当面、火葬場サイドでの予防措置を実施するとともに、関係学会や関係メーカーなどとも連携したこうした事態に対処する社会的スキームの構築が必要となっている。
- また、従来からその対処が求められてきた副葬品への対処についても、火葬場から遺族への協力要請を強めるとともに、葬儀業界へも協力を呼びかけ、その徹底を図ることが必要となっている。
- ⑨ グローバリゼーションの進行に伴い、海外との往来が盛んになり、重篤な疾病を抱えたまま亡くなられた遺体が火葬場に持ち込まれる事例も増えつつある。厚生労働省でも、こうした際に必要な措置を規定したガイドラインを作成し、関係者に通知し、対処を求めているが、火葬場サイドでもこうした事態に備え、適切な対応が求められている。

(2) 総括火葬技術管理士の必要性

上記のような社会状況の変化に伴い、火葬場の管理に関しても、このような状況を踏まえた包括的で、高度な技術的な管理が必要となっている。

このため、墓地埋葬法に定められている火葬場管理者を補佐し、火葬場の技術面で職員を管理し、適切な運営を行う、副場長的な役割を果たす総括火葬技術管理士の存

在が必要となっている。

なお、市町村の行う同様な公的な事業である廃棄物処理施設、及び水道法では、同様な性格を持つ上級技術管理者である技術管理者、水道技術管理者を設置することが法律で義務付けられている。墓地埋葬法では同様の規定はないが、墓地埋葬法は、個々の自治体に運営を任せ、具体的な管理に関する規定を設けておらないため、規定されていないのであるが、同様な必要性は高いと考えられ、細目を定める規定の中で定められるべきものである。

現在の2級火葬技術管理士は基礎的な知識を保有し、火葬場の技術者である。また、1級火葬技術管理士は、実際の、技術並びに管理監督の中間的な知識を有し火葬炉が3基以上、または火葬従事職員が3人以上の場合の中間管理者である。当協会では、これまで、民間資格として火葬技術管理士1級、2級を設け、認定を行ってきたが、既にその数は延べ1,000人を超えている。

こうした観点から、提案されている総括火葬技術管理士の設置は、必要であると考えられる。

(3) 火葬場技術者の処遇改善

火葬場は、燃焼を適切に行うべき施設として、公害の防止や労働安全を適切に行うべき施設として、遺族の宗教的感情を損なわないようにする施設として、本来的に適切な技術能力を有する職員を配置する必要がある。これらの専門的な火葬技術者の必要性は、上記の社会状況の変化により、さらに高まってきているが、それに加え、総括火葬技術管理士を配置することにより、火葬場のモラルを高めることが期待される。したがって、専門技術者の処遇改善に努める必要がある。そうした観点からも、上級技術者としての総括火葬技術管理士を設置することは緊要な課題と考えられる。

3 火葬場技術者の配置基準

火葬場の高度化、大型化に伴い、技術的管理の必要性が高まることを想定し、火葬場における技術者の配置基準として、次のような基準を設けることが適切である。

地方自治体が火葬場の管理運営を民間事業者等に委託している場合、及び指定管理者に委任している場合には、委託事業者または指定管理者に資格者を置くことを委託または指定の条件とすることが望まれる。

- (1) 火葬場には、2級以上の火葬技術管理士を配置するものとし、概ね5基以上の火葬場は総括火葬技術管理士を置くものとする。

また、5基未満のところで、従事者が2人以上の火葬場には1級の資格者を配置するものとする。

- (2) 同一地域内（同市内・同広域組合等）で数ヶ所の火葬場（炉数が1基程度）の場合には、総括火葬技術管理士を1人置くものとする。

- (3) 火葬技術管理士1級の者は、5基未満の施設で、総括火葬技術管理士に代わる責

任者として配置するものとする。

配置基準については再整理の上、後述の火葬技術管理士制度運営委員会で再協議する。

4 総括火葬技術管理士の認定条件

- (1) 総括火葬技術管理士は、1級の認定を受けた者で3年間の実務経験を有することを条件とする。
- (2) 講習会は、通信教育を基本とし、1年間のコースとする。
- (3) 1年間の間に、2回、各3日間の出席講習を行うものとする。
- (4) カリキュラムは、別紙案を基本として、6の委員会で審議し、決定するものとする。
- (5) 講習を修了した際、面接、論文審査を経て、資格の認定を行う。

5 委員会での討議結果

今回の委員会での討議の結果、総括火葬技術管理士の教育制度を協会内に設け、新たに総括火葬技術管理士を認定することが緊要であると考える。

6 火葬技術管理士制度の運営に当たっての諮問機関の設置

総括火葬技術管理士、火葬技術管理士1級及び2級の者の認定講習会の運営に当たっては、その構成、適正な運営を期するため、協会に、火葬技術管理士制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設けることとすべきである。

7 総括火葬技術管理士設置に当たって考慮すべき事項

- (1) 総括火葬技術管理士の設置に当たっては、同技術管理士と1級、2級の区別が明確になるよう、運営委員会で検討すべきである。
- (2) 総括火葬技術管理士の認定に当たっては、制度発足後、3年間に限り、既に1級の認定を受けた者のうちで希望する者は、上記運営委員会の議を経て、既に管理的な経験を有する者については、4の(2)のカリキュラムの一部を省略して認定することができるものとする。
- (3) 上記の認定基準は、運営委員会での議を経て決定するものとする。
- (4) 火葬場の事務職員についても、運営委員会の議を経て、簡易な講習会を開催し、資質の向上を図るものとする。

2018 年 11 月 19 日

総括火葬技術管理士カリキュラム（案）

	総括火葬技術管理士	日程	講師	時間
前期	1 火葬場を巡る、最近の動向	1 日目		2
	2 燃焼理論上級			2
	3 火葬場の建設維持管理マニュアルの概要	2 日目		2
	4 火葬炉の技術革新			2
	5 公衆衛生学			2
	6 火葬場建築概論	3 日目		2
後期	1 都市計画概論	1 日目		2
	2 労務管理論			2
	3 経営管理論	2 日目		2
	4 火葬の宗教的側面			2
	5 論文作成			2
	6 面接試験	3 日目		2

平成30年8月15日

一般社団法人 火葬技術管理士会
役 員 各 位

特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会
理事長 奥 村 明 雄 (公印省略)
一般社団法人 火葬技術管理士会
会長 三 木 求 (公印省略)

総括火葬技術管理士に関するアンケート調査のお願い

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会で、学識経験者、地方自治体関係者などからなります「総括火葬技術管理士制度検討委員会」を設け、鋭意検討を進めています。

同委員会では、次回、関係者のご意見をお聞きすることとしており、委員会委員である三木委員(一般社団法人火葬技術管理士会会長)からご意見を伺うこととなっております。

標記アンケート調査は、これに先駆けて、一般社団法人火葬技術管理士会の役員の皆様方のご意見をお聞きするため、総括火葬技術管理士養成事業等に関しアンケートを実施させていただき、検討委員会ではこのアンケート調査を審議の参考とするものです。

なお、取りまとめに当たっては、全体としての傾向を把握させていただき、個別の意見を公表することは考えておりませんので、ご了承いただければと存じます。また、結果及び検討委員会での審議状況については、火葬技術管理士会に報告いたします。

お忙しいところ大変申し訳ありませんが、アンケート調査は平成30年9月10日までにご回答をお願いいたします。

以 上

アンケート調査

役員の皆様におかれましては、大変お忙しいところまことに申し訳ありませんが、別紙資料をお読みのうえで、協会が検討を進めている総括火葬技術管理士制度やすでに実施している火葬技術管理士1，2級養成講習に関し、以下の項目に従い、ご意見をお寄せ下さい。

このアンケート調査結果は、取りまとめた上、前記検討委員会に検討の参考資料として提出させていただきます。なお、調査結果は、全体としての傾向をまとめるために行うもので、個人のご意見をそのまま提出することはありませんので、ご理解を賜り、ご協力をお願いする次第です。

- 1 お名前 ()
火葬技術管理士会における肩書き (会長、理事、監事)
年齢 (歳)
- 2 団体または企業名 ()
団体または企業における肩書き ()
取締役、管理職、技術職員、事務職員の別をお書きください。
- 3 火葬業務の経験年数
年数 (年)
- 4 上記のうち、管理的な業務に従事した年数をお書きください。
年数 (年)
- 5 現在、所属されている火葬場の規模をご記載ください。
複数の火葬場を管理しておられる場合は、別々に、その数、基数、職員数を記載してください。
 - ① 炉の数 (基) 職員数 (人)
 - ② 炉の数 (基) 職員数 (人)
 - ③ 炉の数 (基) 職員数 (人)
- 6 最近の火葬業務について、感じていることを下記の項目から選んで、○をつけてください。
(複数回答可)
 - ① 以前に比べて大規模化が進んでいる。
 - ② 技術の高度化、自動化が進んでいる。
 - ③ 職員の安全管理や業務の管理等管理的な業務が増加している。
 - ④ 市民の感情に即応する等の配慮が求められている。
 - ⑤ その他
具体的なお意見があればお聞かせください。

- 7 協会では、火葬業務従事職員の火葬技術の習得と資質の向上を進めるため、かねてから火葬技術管理士1級、2級の認定する通信教育による研修制度を設けていますが、このような資格制度について以下の項目のどれにご自身のお考えが近いのか、該当する項目に○をつけてください。(複数回答可)

- ① 火葬場の規模拡大や新たな技術革新に対応するため必要である。
- ② 火葬技術職員の処遇改善のために必要である。
- ③ 行政や社会の要請に応えていくため必要である。
- ④ 火葬場の管理業務や新たな火葬場の開設・改修・増設等に対応できるさらに高度な上級管理者の資格制度が必要である。
- ⑤ その他

具体的なお意見があればお聞かせください。

- 8 協会では、本年度、学識経験者による検討委員会を設置し、これまでの1級、2級の上の上級資格者を認定する「(仮称)総括火葬技術管理士」制度を設け、研修を行うべく検討を進めています。

総括火葬技術管理士制度の基本的考え方は別紙のとおりですが、これをお読みになり、この制度の創設に関し、ご意見をお聞かせください。

- 9 協会が現在行っている1, 2級火葬技術管理士通信教育について、ご意見をお書きください。

ご協力ありがとうございました。
以上で終わります。

総括火葬技術管理士制度の創設についての考え方

1 経緯

協会では、現在、学識経験者、地方自治体、火葬場関係者からなる検討委員会を設置し、(仮称)総括火葬技術管理士(以下、「総括管理士」という。)制度の創設に向けて、検討を進めています。ここでは、その基本的考え方をまとめていますので、ご理解を仰ぎたいと思います。

2 検討の背景

検討の背景として、次のようなことが考えられます。

- ① これまで進めてきた火葬技術管理士制度の資格取得者の数が約 1,000 名に到達しており、その意欲の向上と処遇改善を図るため、より上級の資格制度が求められている。
- ② 一昨年からは一般社団法人火葬技術管理士会が発足し、火葬技術管理士の更なる自己研鑽に関し、積極的な活動を展開している。
- ③ 近年、小規模の火葬場の数が減少する半面、大規模な火葬場が増加しており、火葬施設の近代化に伴い、技術内容が高度化、自動化していることから、火葬場の技術面を含めた管理が重要となっており、火葬場を取り巻く状況に大きな変化が起こっている。
- ④ 東日本大震災等広域的な震災への対応、心臓ペースメーカー等装着遺体による破裂事故への対応、海外からの重篤感染症で死亡したご遺体への対応等火葬場に持ち込まれるご遺体に関し、これまでにない新たな、難しい事態が増加しつつあること
- ⑤ 近年の大都市への人口の集中と過疎化の進展、人口の高齢化の進展に伴う火葬需要の増大の傾向を受けて、今後も火葬場の新設、増設、改修が増加しつつある。

3 総括管理士制度の必要性

協会では、上記の状況を踏まえ、以下の点から、今回新たに総括管理士制度を創設し、その認定のための研修会を開設することを検討している。その主な理由は次のとおりである。

- ① これまでの 1 級資格取得者の上にさらに上位の資格制度を用意し、火葬業務従事者の処遇改善、意欲の向上に資する。
- ② 火葬場の大規模化、業務の高度化、火葬場を取り巻く環境の変化に伴い、広い視野に立った火葬場の運営管理業務が増加している。このため、行政との間で異動する火葬場管理者や行政当局を技術的側面でサポートする「副場長」的な役割をもつ上級専門家を養成することが求められている。
- ③ 人口の高齢化に伴い、大都市を中心に火葬場新設、増設、改修のニーズが高まっており、これに応えた、将来計画の策定検討、基本方向の策定に関し、技術面から発言できる専門家を火葬場サイドから養成する必要性が高まっている。

4 総括管理士の役割等

総括管理士は、火葬場業務に関し、火葬場管理者を技術面から補佐し、火葬技術管理士を指揮して、円滑な業務の実施、適切な業務の管理に当たります。又、総括管理士は、行政サイドからの要請に応え、専門的・技術的立場から助言、提言を行う。

このような上級技術管理者は、地方自治体で行う同種の事業である廃棄物処理施設、水道事業施設にも設置が義務付けられています。

墓地埋葬法では、法律上義務付けられているのは、火葬場管理者であるが、同法では、技術者の設置は義務付けされていないが、火葬場の設置運営管理が地方自治体の自主性にゆだねられていることから、火葬場の近代化、大規模化に伴い、同様な技術管理者の設置が地方自治体の条例、規則等で定められることが必要と考えられる。

総括管理士は、技術的管理を必要とする一定規模以上の火葬場に設置されるべきものとし、その規模は、当面、火葬炉5基以上の施設と考えている。

最終的には、今回の検討委員会の検討結果を踏まえ、地方自治体に提案し、火葬業務を民間に委託又は指定管理者に委託している自治体には、受託事業者又は指定管理者に必要な要件として、発注仕様書にこのことを追加していただくよう提案する。

5 総括管理士の講習内容

- ① 総括管理士は、一定の業務経験が必要と考えられるので、その受講資格は、1級認定後、実務経験3年を条件とする。
- ② 研修会は、1年間とし、事前に配布した教材を自習していただくとともに、半年に1回、年2回の3日間の座学研修に参加する。
- ③ 後半の研修では、論文の作成、面接を行い、合格者には、総括管理士の認定証を交付する。
- ④ 総括管理士のカリキュラムの案は、次のとおりであり、検討委員会の審議を経て、決定する。
- ⑤ 総括管理士制度の発足に当たっては、検討委員会の検討を踏まえ、これまで管理的な業務の経験のある者については、一定の要件の元で、総括管理士への経過的な認定制度を設けたいと考えている。

6 火葬場技術者養成制度検討委員会の設置

新たに設置される総括管理士制度、従来の通信教育による資格制度の適切な運営を図るため、今回の検討委員会の検討を受けて、学識経験者、地方自治体関係者、(一社)日本火葬場技術管理士会などで構成される「(仮称)火葬場技術者の養成制度検討委員会」を協会内に設置する予定である。

資料 2

「総括火葬技術管理士制度」についてのアンケート調査結果

アンケートの回収率は72.7% (8/11) でした。

・ 1～5については個人名、役職等がい記載されているので省略した。

6 最近の火葬業務について、感じていることを下記の項目から選んで、○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|--------------------------------|---|
| ① 以前に比べて大規模化が進んでいる。 | 2 |
| ② 技術の高度化、自動化が進んでいる。 | 6 |
| ③ 職員の安全管理や業務の管理等管理的な業務が増加している。 | 5 |
| ④ 市民の感情に即応する等の配慮が求められている。 | 5 |
| ⑤ その他 | |

意見

・ 職員の安全管理は重要視されていない。

(1 ペースメーカーの連絡なくのぞき窓を見た時の事故 2 環境整備の安全面)

・ 火葬業務において機械操作技術よりも 年々サービス (炉前業務) 業務に重点が移っているように感じます。社員教育も炉前のほうが大切になりました。

・ 自動化 (コンピューター系トラブル) での復旧対応に苦労する。

・ 最近の火葬場は自動化しているといわれるが、災害に脆い。古い火葬場はトラブルがおきても手作業で凌いだりするし、できる。

・ 葬儀の形態の変化に伴い、それに即した対応や、火葬技術の進歩による知識の習得が必要となる。

7 協会では、火葬業務従事職員の火葬技術の習得と資質の向上を進めるため、かねてから火葬技術管理士1級、2級の認定する通信教育による研修制度を設けていますが、このような資格制度について以下の項目のどれにご自身のお考えが近いのか、該当する項目に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|--|---|
| ① 火葬場の規模拡大や新たな技術革新に対応するため必要である。 | 3 |
| ② 火葬技術職員の処遇改善のために必要である。 | 5 |
| ③ 行政や社会の要請に応えていくため必要である。 | 2 |
| ④ 火葬場の管理業務や新たな火葬場の開設・改修・増設等に対応できるさらに高度な上級管理者の資格制度が必要である。 | 6 |
| ⑤ その他 | |

意見

・ 技術管理士1級・2級を10年前取得しましたが、会社の理解を頂くまで長い道のりでした。現在やっと重要視されてきましたので、これからも技術向上の為協力致します。

・ 資格制度は社会的地位向上のために必要と思います。今後はますます、国内の各地で認知させなくてはと思います。

- ・火葬技術の習得だけでなく、接遇についても必要である。
- ・1級、2級は良いが、国家資格ではないので周りに影響しない。周りに「管理士が必要」と思われるようにするべき。
- ・通信教育の意義と存在をアピールし、火葬技術の向上に真摯に取り組んでいることを力強く情報発信すべきである。

8 協会では、本年度、学識経験者による検討委員会を設置し、これまでの1級、2級の上の上級資格者を認定する「(仮称)総括火葬技術管理士」制度を設け、研修を行うべく検討を進めています。

総括火葬技術管理士制度の基本的考え方は別紙のとおりですが、これをお読みにになり、この制度の創設に関し、ご意見をお聞かせください。

意見

- ・全国の火葬場運営で、必須資格になるように行政に働きかけていく必要があると思います。
- ・創設に対し協力致します。
- ・こん後の為にも是非お願いします。また、実務者研修も検討お願いします。(接客の実務、トラブル対処事例、炉の構造など)
- ・予算削減による人員削減が求められている。現場技術と事務面を含めた現場管理ができる職員のニーズが強い。その点からも需要はあると思う。
- ・同制度設置について賛成です。別紙のとおり上下水道、一般都市ごみ、し尿処理、リサイクル施設においては運転管理業務で総括責任者が必要です。火葬場もこれらと同等以上のインフラ施設ですので、当然必要と考えます。
- ・この制度を創設してほしい。
- ・検討委員会で話し合ったみたいですが、総括火葬技術管理士と1級、2級の差が分からない。総括管理士の役割等で書いてある最後から4~5行目は意味がない。それよりも何十基の炉があってもたった1人で火葬場を運用できる人材に資格を与えるのが妥当。災害で機械が壊れても火葬できる人材。
- ・大規模な火葬場の増加や、今後さらに多発することが予想される地震、台風、大雨等の自然災害等、広域火葬に対する取り組、時代とともに変化する葬送の儀への対応等総括火葬技術管理士制度の創設は時宜を得たものであると考える。

9 協会が現在行っている1, 2級火葬技術管理士通信教育について、ご意見をお書きください。

意見

- ・全国の火葬場職員が、有資格者であるようになれば良いと思います。地元の職員に資料を渡しましたが、受講にまで至りませんでした。
- ・女性が実際に火葬をしている方の人数をお教え頂きたい。現場に携わる方々と火葬について深く話し、技術を習得したい。
- ・妥当だと思う。

- ・ 実地研修があると、なお良いと思います。
- ・ 今後も継続してほしい。
- ・ 新制度創設に際し現行の1、2級火葬技術管理士通信教育の在り方を再考する。2級は誰でも受講できるものとするが1級受講には火葬業務従事期間を明確にすべきである。
- ・ 公的な認知を得る努力が必要と思う。

平成18年10月1日

「総括火葬技術管理士制度」についての
アンケート調査結果と管理士会としての意見

(一社)日本火葬技術管理士会
会長 三木 求



- ・ 最近の火葬業務について、感じていること。

時代とともに火葬技術が進化し、その進化に見合った知識の習得も必要となる。
さらに遺族等への気配りや配慮等がより一層求められるとともに、葬送の儀の変化
にも対応しなければならない時代となってきた。

- ・ 火葬技術管理士1級、2級の認定する通信教育による資格制度についての意見

- ① 現行の1級・2級の通信教育は、火葬技術の習得や社会的な地位向上にある一定の成果を上げてきたものと考えるが、今後もさらに通信教育の意義と存在を力強くアピールすべきである。また、高齢化に伴い今後火葬場の増改築等が行われると推察するが、幅広い火葬場の運営管理に対応できる人材育成の場も必要となる。
- ② 現行の通信教育の目的等は十分理解しているが、1級・2級の受講資格を明確にするとともにカリキュラムの内容を補強してはどうか。
- ③ また、公的な認知(例えば国家資格)を得る努力も必要だと考える。

- ・ 総括火葬技術管理士制度創設に関しての意見。

総括火葬技術管理士制度の設置目的や、1級・2級との違いをさらに明確にする必要があるものの、同制度の設置についてはその意義や必要性を十分理解し時宜を得たものと考えている。

- ・ 火葬技術管理士会として

「総括火葬技術管理士制度」の創設は、火葬場の近代化の推進並びに火葬技術管理士の資質及び社会的な地位の向上を図り、もって火葬場の健全な発展に寄与するという本会の目的に合致するものであり、日本火葬技術管理士会といたしましては同制度の創設を強く願うとともに、創設に向けて全面的な協力を惜しまない所存です。

火葬技術管理士制度運営委員会要綱（案）

1 趣旨

非営利活動法人日本環境斎苑協会（以下、「協会」という。）の行う火葬技術管理士制度の運営に関して検討審議を行う機関として、協会に火葬技術管理士制度運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員

- （1）委員会の委員は、協会理事長が委嘱する。
- （2）委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- （3）委員会の委員は、7人以内とする。
- （4）委員会に、委員長を置き、委員の互選で定める。
- （5）委員会は、理事長が招集する。
- （6）委員会は、委員の半数以上の出席で成立し、出席委員の過半数以上で可否を定める。

3 雑則

その他委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

4 付則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から実施する。

平成30年4月11日

総括火葬技術管理士研修制度検討委員会委員名簿

委員長

横田 勇 静岡県立大学名誉教授
(特非) 日本環境斎苑協会常任理事

委員

喜多村悦史 東京福祉大学副学長
(特非) 日本環境斎苑協会理事

吉 岩 宏 樹 川崎市健康福祉局保健所生活衛生課長

山 本 源 一 厚木市市民健康部市民課厚木市斎場

森 田 和 彦 元(公財)東京都公園協会公園事業部瑞江葬儀所

三 木 求 (一社) 日本火葬技術管理士会会長